



HIDEAKI HIGUCHI



YOSINORI IKEZUMI



SEIJI FUJIKAWA

司法の良識を示した「樋口判決」。
今後の原発裁判に活かすためには？

原発の危険性に向き合う 裁判官の責任

樋口英明さん講演会&トーク

13:30 (開会) ~ 14:40

第1部

樋口英明さん講演

「原発の危険性に向き合う裁判官の責任」

14:55 ~ 16:15

第2部

トーク

樋口英明さん×池住義憲さん×藤川誠二さん

ウィンクあいち小ホール (名古屋駅より徒歩5分)

入場料 1,000 円 (大学生以下・原発事故避難者無料)

2019年

5/11 (土)

13:30 ~

開場: 13:10

【 樋口英明さん略歴 】

1952年三重県鈴鹿市生まれ。京都大学法学部卒。83年福岡地裁判事補任官。静岡や宮崎、大阪など各地の地裁や家裁、高裁などに勤務。福井地裁の裁判長として2014年5月に大飯原発3、4号機の運転差し止め判決、15年4月には高浜原発3、4号機の差し止め仮処分決定を出した。17年8月に名古屋家裁部総括判事で定年退官。津市在住。

【 池住義憲さん略歴 】

1944年東京生まれ。元立教大学大学院キリスト教学研究科特任教授。元自衛隊イラク派兵差止訴訟の会代表。次世代のいのち・くらし・エネルギーを考える会共同代表、など。

【 藤川誠二さん略歴 】

1975年愛知県小牧市生まれ。2008年弁護士登録。老朽原発40年廃炉名古屋訴訟弁護団事務局長。名古屋大学大学院法学研究科非常勤講師、など。

樋口さんの福井地裁判決/決定は私たちに勇気を与えてくれました

(以下、要旨から抜粋。…は引用者による。)

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。…かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

(2014/5/21 大飯原発3、4号機運転差し止め福井地裁判決より)

新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。…新規制基準は…、緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく住民らが人格権を侵害される具体的危険性すなわち被保全債権の存在が認められる。

(2015/4/14 高浜3、4号機運転差し止め仮処分決定福井地裁決定より)

★老朽原発40年廃炉訴訟★

福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。この裁判を支えるために皆さまの力をかしてください。カンパ大歓迎！

40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)

ゆうちょ銀行 口座番号：00810-0-153748「40年廃炉訴訟市民の会」



ウインクあいち
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

口頭弁論ご案内 (名古屋地裁)

傍聴に来て応援よろしくお願いします

4/18 (木) 13:30~高浜1,2号第11回

15:30~美浜3号 第9回

7/11 (木) 13:30 ~高浜1,2号第12回

15:30~美浜3号第10回

【主催】

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

〒460-0002 愛知県名古屋市

中区丸の内2丁目18-22

三博ビル 5F

名古屋第一法律事務所内

TEL : 080-9495-9414

E-mail : toold40citizens@gmail.com

HP : http://toold-40-takahama.com/people/



TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会